

第60回廿日市市都市計画審議会【議事概要】

日 時	令和6年12月25日(水) 9:30~12:00
場 所	廿日市市役所2階 201会議室
出 席 員	高井広行(会長)、福原輝幸、大山成生、福田由美子、浅岡 英二、 正木文雄、永本清三、岩木國明、相野恩子、坂本和博、水野善丈、 枇杷木正伸、林忠正、高橋みさ子
議 題	<p>議案</p> <p>(1) 広島圏都市計画生産緑地の決定について(市決定:諮問)</p> <p>(2) 広島圏都市計画区域の変更について(県決定:意見照会)</p> <p>(3) 広島圏都市計画区域区分の変更について(県決定:意見照会)</p> <p>(4) 広島圏都市計画用途地域の変更について(市決定:諮問)</p> <p>(5) 広島圏都市計画地区計画の変更について(市決定:諮問) [陽光台地区、阿品台地区、廿日市駅北地区、宮内工業団地地区]</p> <p>報告</p> <p>(1) 立地適正化計画専門部会の審議内容について</p>

1. 開会

2. 議案

(1) 広島圏都市計画生産緑地の決定について（市決定：諮問）

○結果

(1) 諮問のとおり決定することを適当と認める。

—主な質疑—

- 委員 30年後に、従事者が死亡し、市への買い取り申出があった場合に、市はどのような基準で買い取るのか。
- 事務局 現段階で具体的な基準はないが、公共事業用地としての活用が、基本的になければ買い取ることができない。
- 委員 市として生産緑地制度をPRし、生産者を確保してはどうか。
- 事務局 この制度の周知は重要だと思っており、今後もしっかりやっていきたい。
- 委員 主たる従事者の年齢が60歳未満若しくは60歳未満の後継者を指名できるということだが、具体的にどのようなレベルの方が後継指名できるのか。
- 事務局 30年間継続するうえで、主たる従事者が60歳以上の場合は、後継者が60歳までであれば問題ないということになる。
- 委員 なぜ従事者の年齢を60歳にしたのか。
- 事務局 40代とかの年齢では、現実的でないこともあり従事者の年齢を60歳とし、後継者の指名をする制度を設けた。

(2) 広島圏都市計画区域の変更について（県決定：意見照会）

(3) 広島圏都市計画区域区分の変更について（県決定：意見照会）

(4) 広島圏都市計画用途地域の変更について（市決定：諮問）

(5) 広島圏都市計画地区計画の変更について（市決定：諮問）

[陽光台地区、阿品台地区、廿日市駅北地区、宮内工業団地地区]

一括審議

○結果

- (2) 案のとおり異存のない旨を回答する。
- (3) 案のとおり異存のない旨を回答する。
- (4) 諮問のとおり決定することを適当と認める。
- (5) 諮問のとおり決定することを適当と認める。

—主な質疑—

- 委員 今回の逆線引きで、全体の何パーセントくらい完了するのか。
- 事務局 今回の逆線引きは、段階的に取り組む方針の第1段であり、数値は持ちあせていないが、初期の段階である。
- 委員 都市計画を決定するときに、土砂法も配慮して決定していないのか。
- 事務局 宅地の安全性の観点で現法律では、考慮し都市計画を決定することになる。
- 委員 地区計画の変更について、逆線引きによらない地区があるがどのような経緯か。
- 事務局 危険な区域を逆線引きにより市街化調整区域とし、土地利用を制限していく一方で、本来、都市的土地利用を促進する区域である市街化区域内の有効活用という観点で、見直そうとするもの。

3. 報告

(1) 立地適正化計画専門部会の審議内容について

4. 閉会